

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成25年2月28日

県消費生活センターを名乗る不審な電話に注意してください

相談事例

先日、長崎県消費生活センターと名乗り、「貴方の住所と名前が東北震災ボランティアの名簿に載っている」と電話があった。覚えがない旨を伝えると「別の業者に頼めば取り消し出来る」と言うので取り消しを依頼した。その後、知人男性に「長崎県消費生活センターから電話があり、取り消しを依頼した」と話をしたら、「怪しい話なので直接、長崎県消費生活センターに確認してはどうか」と言われた。

消費生活センターからのアドバイス

- 1 県消費生活センターが相談を受けていない方へ電話することはありません。消費生活センターや国民生活センターなど公的機関をかたる悪質商法がありますので注意してください。
- 2 今後も「相談してください」などと販売目的を隠して電話がくる可能性があります。不審に思ったらすぐに電話を切りましょう。
- 3 このような不審な電話を受けたら、すぐに最寄の消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費者センター (095-829-1234)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	松浦市消費生活センター (0956-72-1111)
五島市消費生活センター (0959-72-6144)	西海市消費生活センター (0959-37-0011)

他各市町相談窓口